

委員からの提出資料

2007年8月22日(水)

社会資本整備審議会 環境部会 建設リサイクル推進施策検討小委員会
交通政策審議会 交通体系分科会 環境部会 建設リサイクル推進施策検討小委員会

第4回合同会議(8/22)に向けての意見

北海道大学大学院工学研究科

古市 徹

1. 建設副産物の物流管理

建設副産物(建設廃棄物と建設発生土)のリサイクルを考える場合、全体の物流管理(流れと変換)という視点が重要であり、またそのための情報管理が必要であると思っています。

そのときに3点重要で、建設副産物の発生抑制、適正に物流管理すること、リサイクル製品の需要と供給の把握、に関してです。特にについては、バージン製品の場合ですとニーズがなければ製造しないということになりますが、廃棄物の場合は必ず上流側で出てくるわけで、それに対応してリサイクルしようと思えば、必ずそれをストックする場合があります。そしてストックしたものを流すためには、ニーズを確保しなければいけない。つまり、その需要の部分をどう確保するのかというのが重要です。この工夫をしない限り市場原理でものがダブって、結局処分場に行ったり、不法投棄したりします。

これらのことを前提として、特にの適正な物流管理という意味で、本委員会では不法投棄への対策が過小評価されているのではないかと思います。不法投棄産業廃棄物の中で9割も占めるのが建設廃棄物です。建設廃棄物が不法投棄とイコールというイメージにもなっています。非常に悪いイメージを払拭するというのがこの分野で求められており、解決の最優先課題ではないかと思っています。今回の参考資料に、不法投棄のことが少し触れられていますが、具体的な対策を示すものとは思えません。

似たような構造として、建設業界の談合問題があります。これは何がいけないかといえば、公平性のルールに反する遵法性の問題、建設業界の談合への不信を招いていること、税金の無駄遣い、ということです。これらの3つの問題は、全く不法投棄も同じ構造ではないかと思っています。いわゆる環境面でのルールを守っていない。それから建設業界に対しての不法投棄への不信がある。3つ目は、不法投棄の修復を代執行する場合、税金が投入され、税金の無駄遣いになる。談合に対しては、毅然たる態度で全国50万建設業

者がゼネコンをトップに頑張っておられる。そうすると、なぜ不法投棄に対しても、それぐらいの意気込みで、業界が一丸となってやれないのかと思います。

不法投棄を罰するという意味でなく、予防するための仕組みとして、建設副産物の物流管理とその情報管理の徹底を図ることが、基本原則だと考えます。環境行政担当部局との連携強化という意味では、例えば、物流管理における関係者の義務とコストの公平な分担の明確化、環境面での CSR の普及などは、有効な方策と思います。

2．建設副産物の情報管理

物流管理というか、全体の流れを管理するということが重要であり、その視点で見ますと、全体の流れの情報管理が必要だと思います。情報管理は、「論点整理に関する課題」の全般に関係していいですが、特に、いわゆる流れの中間に位置する適正なりサイクルと処理を担保するために必要です。環境省のマニフェストシステムがありますが、それとどうつなぐのか、それとつながっていないと、いくら素材、品質がどうという個別議論をしても、それがどのように分類されて、どう搬出されて、再利用施設へ行くのか、あるいは中間処理施設へ行くのかという実態はわかりません。トータルな大きな物流を管理する仕組みのための情報管理システムが必要だと思います。

環境行政担当部局との連携強化という意味でも、例えば、情報管理としての（電子）マニフェストを、不法投棄防止のための活用は勿論のこと、さらに建設副産物情報交換システムと連携させるシステムの構築などは、有効な方策と思います。

3．建設発生土の有害性評価

建設発生土を利用する場合の有害性の問題は非常に難しい。しかし、これは自然由来のもの、砒素とか鉛などが大量に出てきたときに、例えば盛り土として利用する場合、それができるかできないかと言う問題は重要です。そのために、現場で迅速的確に判断するための評価指針が必要だと思います。今はまだあいまいな部分があるので、利用目的等を明確にした上で評価・利用しないと、将来いろいろな問題が出てくる可能性があります。ましてや自然由来でないようなものが出てくる、再開発の場合にはそういう可能性が高いので、関連分野、特に土壤環境基準等とのすり合わせが必要だと思います。

以上